

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日、
当日は、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関等の指定 (保険課)
 - 保険薬剤師の登録 (〃)
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (〃)
 - 結核予防法による医療機関の指定 (健康対策課)
 - 結核予防法による指定医療機関の辞退 (〃)
 - 土地改良区の解散 (農村整備課)
 - 保安林の指定 (造林課)
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課)
 - 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定 (〃)
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (〃)
 - 定例教育委員会の招集 (総務課)

告 示

鳥取県告示第三百三十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 古 居 儔 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト米里診療所	鳥取市南栄町七〇―二	平成三年二月十五日
菊川医院診療所	八頭郡佐治村大字余戸一七―一二五	〃
池畑齒科医院	米子市茶町七三	平成三年二月十六日
都田医院	米子市紺屋町一三六―三	平成三年二月二十二日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成三年三月一日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	〃
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二七一	〃
算齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	〃

アド調剤薬局	米子市東町一九二	"
名和薬局	西伯郡名和町大字御来屋一六〇一・二〇	"
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	平成三年三月十四日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島七二一	平成三年三月五日
古賀歯科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一	平成三年三月十日

鳥取県告示第三百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小谷 ひとみ	鳥薬第七七一号	平成三年二月二十七日

鳥取県告示第三百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西垣 千恵	鳥国薬第七七〇号	平成三年一月三十一日

鳥取県告示第三百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤碓内科外科ク リニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四	平成三年三月十二日
中部薬局赤碓店	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四 八一―一	〃

鳥取県告示第三百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目二二一	平成三年三月十四日

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号

に掲げる事由により、中井手土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

- 一 保安林の所在場所
東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の一三
- 二 指定の目的
風害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課

において公衆の縦覧に供する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百四十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

第一号の表株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取市秋里

を

鳥取市安長
二丁目

市千代水

に改め、第二号の表株式会社鳥取銀行の項中

鳥取市安長

を

鳥取市千代水
二丁目

に改める。

鳥取県告示第三百四十七号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売 り さ ば き 場 所
平成三年 四月一日	五〇二	鳥取市栄町四 〇三	株式会社山陰 合同銀行ふそ う営業部	鳥取市栄町四〇三 株式会社山陰合同銀行ふそ う営業部
"	五〇三	鳥取市永楽温 泉町一六一	株式会社山陰 合同銀行鳥取 駅前支店	鳥取市永楽温泉町一六一 株式会社山陰合同銀行鳥取 駅前支店
"	五〇四	鳥取市扇町三 二	株式会社山陰 合同銀行扇町 支店	鳥取市扇町三一 株式会社山陰合同銀行扇町 支店
"	五〇五	鳥取市材木町 二二六	株式会社山陰 合同銀行鳥取 北支店	鳥取市材木町二二六 株式会社山陰合同銀行鳥取 北支店
"	五〇六	岩美郡国府町 新通り三丁目 三三三	株式会社山陰 合同銀行新通 り支店	岩美郡国府町新通り三丁目 三三三 株式会社山陰合同銀行新通 り支店

"	五〇七	鳥取市田園町 四丁目三七五	株式会社山陰 合同銀行田園 町支店	鳥取市田園町四丁目三七五 株式会社山陰合同銀行田園 町支店
"	五〇八	鳥取市御弓町 二〇	株式会社山陰 合同銀行御弓 町支店	鳥取市御弓町二〇 株式会社山陰合同銀行御弓 町支店
"	五〇九	鳥取市行徳ろ 四三二一一	株式会社山陰 合同銀行行徳 支店	鳥取市行徳ろ四三二一一 株式会社山陰合同銀行行徳 支店
"	五一〇	鳥取市湖山町 北三丁目一一 二	株式会社山陰 合同銀行湖山 北支店	鳥取市湖山町北三丁目一一 二 株式会社山陰合同銀行湖山 北支店
"	五一一	鳥取市賀露町 一一四二一二	株式会社山陰 合同銀行賀露 支店	鳥取市賀露町一一四二一二 株式会社山陰合同銀行賀露 支店
"	五一二	岩美郡岩美町 大字浦富一五 四六	株式会社山陰 合同銀行浦富 支店	岩美郡岩美町大字浦富一五 四六 株式会社山陰合同銀行浦富 支店
"	五一三	八頭郡那家町 大字那家六四 五一六	株式会社山陰 合同銀行那家 駅前支店	八頭郡那家町大字那家六四 五一六 株式会社山陰合同銀行那家 駅前支店
"	五一四	八頭郡智頭町 大字智頭一五 三四一三	株式会社山陰 合同銀行智頭 東支店	八頭郡智頭町大字智頭一五 三四一三 株式会社山陰合同銀行智頭 東支店
"	五一五	気高郡青谷町 大字青谷四〇 一五一一三	株式会社山陰 合同銀行青谷 駅前支店	気高郡青谷町大字青谷四〇 一五一一三 株式会社山陰合同銀行青谷 駅前支店

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五二二	五二二	五二二	五二〇	五一九	五一八	五一七	五一六
米子市上福原 一六〇三一二	米子市加茂町 二丁目一〇〇 一	西伯郡名和町 大字御来屋九 五六	東伯郡東伯町 大字八橋三五 一一一	東伯郡東伯町 大字徳万四九 二一五	東伯郡三朝町 大字三朝七七 九一一	倉吉市明治町 一〇三二一一	倉吉市山根五 四〇一一
株式会社山陰 合同銀行米子 北支店	株式会社山陰 合同銀行米子 シティ支店	株式会社山陰 合同銀行御来 屋支店	株式会社山陰 合同銀行八橋 出張所	株式会社山陰 合同銀行浦安 駅前支店	株式会社山陰 合同銀行三朝 東支店	株式会社山陰 合同銀行倉吉 中央支店	株式会社山陰 合同銀行パー プルタウン支 店
米子市上福原一六〇三一二 株式会社山陰合同銀行米子 北支店	米子市加茂町二丁目一〇〇 一 株式会社山陰合同銀行米子 シティ支店	西伯郡名和町大字御来屋九 五六 株式会社山陰合同銀行御来 屋支店	東伯郡東伯町大字八橋三五 一一一 株式会社山陰合同銀行八橋 出張所	東伯郡東伯町大字徳万四九 二一五 株式会社山陰合同銀行浦安 駅前支店	東伯郡三朝町大字三朝七七 九一一 株式会社山陰合同銀行三朝 東支店	倉吉市明治町一〇三二一一 株式会社山陰合同銀行倉吉 中央支店	倉吉市山根五四〇一一 株式会社山陰合同銀行パー プルタウン支店

〃	〃	〃	〃	〃
五二四	五二七	五二六	五二五	五二八
米子市上後藤 二丁目二一八	境港市上道町 一八五五一七	米子市蚊屋二 〇〇一五三	米子市富士見 町二丁目一二 二	日野郡江府町 大字江尾一八 五八
株式会社山陰 合同銀行上後 藤支店	株式会社山陰 合同銀行境中 央支店	株式会社山陰 合同銀行日野 橋東支店	株式会社山陰 合同銀行富士 見町支店	株式会社山陰 合同銀行江府 本町支店
米子市上後藤二丁目二一八 株式会社山陰合同銀行上後 藤支店	境港市上道町一八五五一七 株式会社山陰合同銀行境中 央支店	米子市蚊屋二〇〇一五三 株式会社山陰合同銀行日野 橋東支店	米子市富士見町二丁目一二 二 株式会社山陰合同銀行富士 見町支店	日野郡江府町大字江尾一八 五八 株式会社山陰合同銀行江府 本町支店

鳥取県告示第三百四十八号
次のおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので告示
する。

平成三年四月五日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 古 居 備 治

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
岩美郡岩美町大字浦富一五四六	鳥取市湖山町北三丁目一二二	鳥取市賀露町一一四二一二	鳥取市行徳ろ四三二一一	鳥取市御弓町二〇	鳥取市田園町四丁目三七五	岩美郡国府町新通り三丁目三三三	鳥取市材木町二二六	鳥取市扇町三二	鳥取市永楽温泉町一六一	鳥取市米町四〇三	平成三年三月三十一日	〃	〃	〃
株式会社ふそう銀行 岩美支店	株式会社ふそう銀行 湖山支店	株式会社ふそう銀行 賀露支店	株式会社ふそう銀行 行徳支店	株式会社ふそう銀行 御弓町支店	株式会社ふそう銀行 田園町支店	株式会社ふそう銀行 鳥取東支店	株式会社ふそう銀行 鳥取北支店	株式会社ふそう銀行 鳥取南支店	株式会社ふそう銀行 鳥取駅前支店	株式会社ふそう銀行 本店営業部	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米子市上後藤二丁目二一八	米子市上福原一六〇三一一二	米子市加茂町二丁目一〇〇一	西伯郡名和町大字御来屋九五六	東伯郡東伯町大字八橋三五一一	東伯郡東伯町大字徳方四九二一五	東伯郡三朝町大字三朝七七九一	倉吉市明治町一〇三二一一	倉吉市山根五四〇一一	気高郡青谷町大字青谷四〇一五一一	八頭郡智頭町大字智頭一五三四一三	〃	〃	〃	〃
株式会社ふそう銀行 米子西支店	株式会社ふそう銀行 米子東支店	株式会社ふそう銀行 米子支店	株式会社ふそう銀行 御来屋支店	株式会社ふそう銀行 東伯支店八橋出張所	株式会社ふそう銀行 東伯支店	株式会社ふそう銀行 三朝支店	株式会社ふそう銀行 倉吉支店	株式会社ふそう銀行 倉吉駅前支店	株式会社ふそう銀行 青谷支店	株式会社ふそう銀行 智頭支店	〃	〃	〃	〃

教育委員会告示

〃	米子市富士見町二丁目二二三	株式会社ふそう銀行 米子中央支店
〃	米子市蚊屋二〇〇一五三	株式会社ふそう銀行 日野橋支店
〃	境港市上道町一八五五―七	株式会社ふそう銀行 境港支店
〃	日野郡江府町大字江尾一八五八	株式会社ふそう銀行 江府支店

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年四月九日(火)午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県立図書館協議会委員の任免について
 - 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】